

## 下野市庁舎建設基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

### 1. パブリックコメントの実施状況

#### (1) 意見の募集期間

平成23年5月10日（火）～平成23年6月10日（金）

#### (2) 意見の応募者数及び件数

- ・応募者数及び件数 2名、7件
- ・男女内訳 男性：2名
- ・年代内訳 50歳代：1名 不詳：1名

#### (3) 提出方法の内訳

郵 送	ファクシミリ	電子メール	持 参	計
		2		2

### 2. 意見の概要と市の考え方

No.	該 当 箇 所	意 見 の 概 要	意見に対する市の考え方
1	国道4号との高低差対策 P18 4～5行 国道4号との高低差が約0.6～0.7m程度あるため、敷地全体の土盛り～が必要となる。	国道4号との高低差対策として土盛りを要する「範囲」を「敷地全体」と断言しているが、P18最終行で「高さ」について隣接地への影響に配慮していることと同様、その「範囲」についても、土盛りによる環境への負荷を最小化する観点から、敷地上に配置する諸機能に基づいて精査する必要があると考える。 記述としては、「敷地全体」の「全体」を削除し、「必要となる。」の後に「土盛りの範囲は、環境への負荷を軽減するため、敷地上に配置する諸機能に基づいて精査し、必要最小限とする。」旨の文を追加するよう提案する。	国道4号との高低差の解消対策を意識したものでしたが、ご意見を参考に検討させていただきます。

2	交通計画の検討 P38-40	<p>自動車での来庁者のみに注目し、JR自治医大駅から徒歩・車椅子で来庁する人々のことを失念しているようである。</p> <p>庁舎へのアクセス上非常に重要なJR自治医大駅からの歩行者動線について、P38の表及びP40の図中に、きちんと記述・記載する必要があると考える。</p>	<p>来庁者の多くは現在の市道・国道を利用することを想定しておりますが、自治医大駅利用者についても、ご意見を参考に加筆することになります。</p>
3	議会機能 P43表6-1中「議会機能」 最初の○の5行目 「中高層階に配置する。」	<p>議会施設を行政庁舎との合築とすることは合理的だが、「中高層階に配置する」という考えは、同じ「議会機能」中の「開かれた議会、親しみのある議会」（3番目の○）の実現を目指す上で、合理的と言えない。</p> <p>市民の視点に立つならば、同表中「低層階配置構成」における「会議室は、～ 低層階が望ましい。」との記述を踏まえ、議場等を下記のように低中層階（1～3階）に垂直的に配置することが最善であり、記述を修正する必要があると考える。</p> <p>① 本会議場及び委員会室は、市民が傍聴席に入りやすいように、及び、閉会時に市民に開放するときに市民が利用しやすいように、低層階に配置する。</p> <p>② 事務局及び議員控え室は、市民がほとんど利用しないことから中層階に配置することとし、具体的な配置については議場往復の利便を考慮する。なお、①に関し、本会議場（兼、上品な小ホール）の低層階への配置については次の2案が想定される。</p> <p>a. 1・2階吹抜けで議場及び傍聴席を配置し、傍聴席へは2階から入る。</p> <p>b. 1階に配置し、傍聴席は、バリアフリーの観点から1階床面（正面玄関）と同じ高さとし、議場は、敷地面と1階床面との高低差を利用して傍聴席より一段低い半地下（庁舎西側から見ると1階）とする。委員会室については、P26表3-4中「議場や会議室の配置について」・「会議室に望む機能性について」における記述を踏まえ、行政部門の会議室とともに同一階に集約して配置し、可動式の仕切り壁により、必要に応じて大ホール・中ホールを設けることができるようにすることが適切と考える。</p>	<p>市民の利便性を考慮し、低層階には窓口機能、会議室を配置できることが望ましいと考えていますが、現在想定される新庁舎において、低層階にどの程度の施設まで配置可能な範囲になるのか、今後の設計段階での重要な整理作業であると考えています。このようなことから、議会機能については中高層階への配置が現実的なものと想定したものです。</p> <p>ご意見につきましては、基本設計への参考とさせていただきます。</p>

4	<p>P43表6-1中「その他機能配置の配慮事項」2番目の○ 「大小の会議室をはじめ、必要な諸室を各階の機能に応じて適切に配置する。」</p>	<p>「必要な諸室を各階の機能に応じて適切に配置する。」という考え方は合理的だが、冒頭の「大小の会議室をはじめ、」という表現は、同じ表の「低層階配置構成」の「会議室は、～ 低層階が望ましい。」という記述と矛盾するおそれがある。 記述としては、「大小の会議室をはじめ、」を削除するとともに、「災害時の指令拠点及び部内打合せ専用の小部屋以外の会議室は全て、執務で使用しないときには市民へ開放することを想定して、低層階に配置する」という考え方を、基本計画本文又はパブリックコメントへの回答の中で、明確にすることが適切と考える。</p>	<p>「大小の会議室をはじめ、」を削除し、その他のご意見は、参考とさせていただきます。</p>
5	<p>P52表6-7中「庁舎ゾーン」4番目の○ 「庁舎ゾーンの位置は、近隣への日影の影響を考慮して配置する。」</p>	<p>庁舎ゾーンの位置については、JR自治医大駅からの徒歩・車椅子による来庁者の利便のため、その動線を出来る限り短くすることが望まれる。この観点から、記述を「庁舎ゾーンの位置は、JR自治医大駅からの徒歩・車椅子による来庁者の利便を重視するとともに、近隣への日影の影響を考慮して配置する。」旨、修正することが適切と考える。</p>	<p>ご意見を参考に加筆することにします。</p>
6	<p>その他（これまで検討の対象になってこなかった重要事項） 「旧奥州・日光街道」の保全・顕在化</p>	<p>庁舎建設に関し、これまで検討の対象として全く提起されてきていないが、計画地内を南北に貫く市道国3064号線は、地味ながら由緒ある「旧奥州・日光街道」である。 歴史・文化都市を標榜する下野市としては、それを庁舎や土盛りにより文字通り埋もれさせるのではなく、この機会に、新たな形で保全し顕在化させることが適切と考える。 基本計画中の適切な場所に「歴史・文化への配慮」として1項目立てて、又は、P38「交通計画の検討」中に関連特記事項として、保全・顕在化の方針を記述することが望まれる。</p>	<p>開発と同時に、歴史的文化遺産を後世に継承することは重要なことと考えております。 顕在化の方法については庁舎設計時において、検討させていただきたいと考えております。</p>

<p>7</p>	<p>設計者の選定方法と市民参加について</p>	<p>全国的に公募による設計プロポーザルコンペを開催することがもはや当たり前になっているが、本県におけるプロポーザルは指名コンペや設計参加条件があまりにも多く、大手設計会社しか参加できない状況であり、本当に開かれた設計競技になっているのか疑問に感じている。これは設計者を拘束するだけでなく、市民参加（ワークショップ）の余地が少なくなることにもなる。</p> <p>まずは、公募審査員に審査経験の多い建築家（県内外関係なく）を座長とし、次に地元有識者で構成してはいかがか。</p> <p>地元の大学教授や商工会員だけで審査するとなると、ある恣意的な方向に決定プロセスを踏んでしまう恐れがあると思います。</p> <p>すでに様々なコンペ方法等の調査はされていると思いますが、やはり経験の多い建築家が参加することで建築界だけではなく、地元市民でも賛否両論をよぶ設計案が最終審査に選出されることが多いと思います。</p> <p>しかし賛否が起こることにより、市民の建設意義への関心を高揚させるとともに、本当に地元で誇れる建物ができるかと意識が向上されていくと思います。</p> <p>設計者の参加条件も一級建築事務所および1000㎡以上の設計経験事務所くらいの縛りにしない限りたいていの設計事務所は参加できず、実績からすれば大手設計事務所に絞られてきてしまい、ほぼ競争になりません。プロポーザルコンペは市民参加がもちろんあり、そこには組織設計では事務所も入れる余地を与えることでもあります。</p> <p>大手設計事務所でなくとも今は小さな設計事務所であっても、経験はもちろん技術的にも提案的にもとても意義の高い提案・実施設計をすることができます。</p> <p>公共の建物である以上安全性・耐久性やバリアフリーは当たり前として、それ以上に何百年も誇れる文化的価値のある「市民参加」の建設になることを望んでおります。</p>	<p>本事業において導入を予定している設計者選定方法は「設計者選定公募型プロポーザル方式」を予定しています。この方法は、コンペ方式のように設計者に具体的な設計提案を求めるのではなく、基本計画を具現化するための考え方について提案を求め、設計者を特定するものです。この方法により、基本設計段階においても市民が参画する機会を確保することが可能となるものと考えております。</p> <p>また、本市における新庁舎建設事業は平成27年度中の開庁を目指した事業であります。</p> <p>したがって、確実な事業実施も極めて重要なことと考えていることから、設計者の選定基準等については、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>
----------	--------------------------	---	---